

箕 面 浄 水 場

車椅子式斜行型階段昇降機 保守点検業務委託仕様書

車椅子式斜行型階段昇降機保守点検業務委託仕様書

本仕様書は、箕面浄水場に設置する車椅子斜行型階段昇降機について、甲（箕面市上下水道局）が、乙（受託者）に発注する業務内容を示すものである。

1. 履行場所

箕面市 箕面 地内（箕面浄水場）

2. 対象機器

車椅子式斜行型階段昇降機

メーカー：（株）マイクロエレベーター

型式：フレンドリーリフトP型

積載量：150kg（乗車定員1名）

停止階：上下階（2箇所停止）

台数：1基

設置年月：平成17年8月

3. 業務範囲

建築基準法第12条の規定に基づく定期点検について、関係法令及び製造メーカーの定める基準項目による点検を実施する。

（1）点検項目

1）駆動部

盤類、電動機、ブレーキ、安全スイッチ、及び駆動チェーンなどの状態

2）カゴ

カゴ本体、障害物検出装置及び遮断棒などの状態

3）昇降路

レール、ケーブルガイド及び配線などの状態

4）その他

（2）点検時期

年1回（1～2月頃）

4. 共通事項

（1）受託業務実施計画書の提出

乙は、受託した業務の実施にあたっては、甲の指定する様式により、受託業務実施計画書を作成し、事前に甲の承認を得ること。

（2）研修の実施

1）乙は、各業務に従事させる従業員に対して、必要に応じて人権研修及び接遇

研修を実施し、その報告書を甲に提出すること。

2) 乙は、各業務内容を十分に把握するとともに、業務毎の研修を必要に応じて随時実施し、従業員の技術及び知識等の維持向上に努めること。

(3) 名札、服装について

1) 乙は、全ての業務従事者について、名札を着用させること。

2) 乙は、全ての業務従事者に、市民の目に触れることを自覚させ、服装や身だしなみについては清潔感を与えるよう十分に配慮すること。

(4) 連絡体制について

乙は、業務従事者の中から責任者を1名選任し、書面により甲に届け出ること。
なお、甲から責任者へは常時連絡のとれる体制をつくるものとする。

(5) 業務報告

乙は、業務の実施状況について、甲の指定する下記について提出すること。

- | | |
|---------------|-----|
| 1) 業務報告書 | 1 部 |
| 2) 業務写真 | 1 部 |
| 3) その他市が必要な種類 | 1 式 |

5. その他

1) 本業務については、関係法令等を遵守のうえ、適切に遂行すること。

2) 本委託において、関係官公庁への報告等の必要な場合は、受託者が代行し、書類の作成、提出を行うこと。

3) 本委託に伴って発生した施設内での事故、損害については、受託者の責務とする。

4) 委託契約に疑義が生じた場合には、双方協議により解決し、その指示に従うこと。